

インタフェース仕様書解説書 保険者編 新旧対照表

(内容現在 平成28年12月1日)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
1	表紙	平成 28年 4月	同	平成 28年 12月
2	22		同	連番8 項目関連検査に34を追加
3	23-1		同	連番77 項目関連検査に34を追加
4	26-2		同	項番34-4 「生年月日」に係る検査 ・以下の条件であること。 ・「二割負担適用開始年月日」に入力された日付時点の年齢(「生年月日」から起算しその前日で年齢加算)が65歳以上であること。
5	26-2		同	項番34-5 「みなし要介護区分コード」に係る検査 ・以下の条件であること。 ・「みなし要介護区分コード」が“2:みなし認定(旧措置入所者)”以外であること。
6	-		38-12	「1.3 国保連合会が提供可能な情報について」を追加
7	-		51-1	「2.2 国保連合会が提供可能な情報について」を追加
8	56-2	(4) 内容 委託保険者が保険者の業務として口座払いを行いたいが、受給者の口座情報登録については個人情報保護条例に抵触するため、登録が行えないような場合には、項番11「支払方法区分コード」を“2:口座払”とした際の必須入力項目(項番19~23)に設定できず、各種帳票へ反映できないため、高額介護サービス費支給処理の給付判定結果(総合事業)送付と支給(不支給)決定通知書(総合事業)等の出力の委託は不可能となる。なお、高額介護サービス費給付判定結果情報と高額介護サービス費給付判定結果情報(総合事業)の「支払方法区分コード」は同値を設定する必要がある。	同	(4) 内容 委託保険者が保険者の業務として口座払いを行いたいが、受給者の口座情報登録については個人情報保護条例に抵触するため、登録が行えないような場合には、項番11「支払方法区分コード」を“2:口座払”とした際の必須入力項目(項番19~23)に設定できず、各種帳票へ反映できないため、高額介護サービス費支給処理の給付判定結果(総合事業)送付と支給(不支給)決定通知書(総合事業)等の出力の委託は不可能となる。

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
9	—		75-1	「3.5 国保連合会が提供可能な情報について」を追加